



(見 86)

地福第1056号
平成30年2月26日

社会福祉法人 柏涛会 理事長 殿

徳島県保健福祉部長



社会福祉施設等に係る指導監査の結果について (通知)

貴法人が運営する社会福祉施設に係る指導監査を実施した結果、次の事項については是正又は改善を図る必要があると認められました。

つきましては、現地において担当者が指示した事項も併せて留意の上、所要の措置を講じるとともに、次の「2 是正又は改善を要する事項」に対する改善結果等報告書（確認できる書類及び写真等も併せて添付してください。）を別添様式により作成の上、平成30年4月26日までに地域福祉課へ2部提出してください。

1 指導監査の対象及び実施日

(1)障がい者地域生活自立支援センター (ばんそう S&S) 児童部 平成29年12月5日

2 是正又は改善を要する事項

(1)障がい者地域生活自立支援センター (ばんそう S&S) 児童部

【施設運営管理】

① 貯湯槽内の湯温が60℃以上、末端の給湯栓でも55℃以上となるよう、加熱装置を整備すること。

【会計経理】

① 利用者等外給食費について、収入、支出に計上誤りがあるため、留意すること。